

国語分科会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

国語分野：国語課題小委員会について

・「公用文作成の要領」の見直しについて

国語課題小委員会では、平成 25 年 2 月に文化審議会国語分科会で取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」に挙げられていた検討課題のうち「1 「公用文作成の要領」の見直しについて」を取り上げ、平成 30 年度から審議を進めてきた。令和 3 年 3 月には、「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」を取りまとめ、公用文の範囲を「法令」「告示・通知等」「記録・公開資料等」「解説・広報等」に類型化し、それぞれの考え方を示すとともに、類型に応じた文書作成に参考となる考え方等を提案した。法令や告示・通知等に用いられてきた公用文の書き表し方の原則が、今後とも適切に適用されるよう、その内容を改めて確認し、その一方で、これからの時代に求められる公用文作成に資するため、各府省庁が作成する多様な文書それぞれの目的や種類に対応するよう、表記、用語、文章の在り方等に関して、新しい考え方を採用するよう提案している。

・常用漢字表について

衆議院文部科学委員会決議（平成 30 年 5 月 30 日）、参議院文教科学委員会附帯決議（平成 30 年 6 月 12 日）を受け、国語課題小委員会において、平成 30 年から常用漢字表への「^{がい}碍」の字の追加の可否に関する検討を進めてきた。令和 3 年 3 月には「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」を取りまとめ、「碍」の字を直ちに常用漢字表に追加することはしないが、国語施策の観点から引き続き動向を注視していくこと、また、次の改定が行われる際には、選定基準の見直しが必要であるかどうか、改めて検討すること、さらに、「障害」の表記に関しては当事者を中心とした議論が進むよう期待しながら見守りつつ、国語施策の観点からも用語全般に関する課題を広く解決していくための考え方を整理することができないか検討することを示した。

日本語教育分野：日本語教育小委員会について

・日本語教育小委員会では、「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成 25 年 2 月）で整理した 11 項目の論点のうち、「論点 3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」と「論点 4 カリキュラム案等の活用について」を取り上げ、審議を進めてきた。

・「論点 3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」に関しては、令和元年から審議を進めており、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に、日本語の習得段

階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切かつ継続的な日本語教育を受けられるようにするための、日本語教育に関わる全ての人々が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」に関する検討を行っている。令和2年11月に国民に対する意見募集を経て「日本語教育の参照枠」一次報告を、令和3年3月には、「日本語教育の参照枠」二次報告 日本語能力評価について」を取りまとめた。

- ・「論点4 カリキュラム案等の活用について」に関しては、「日本語教育の参照枠」一次報告を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、自立した言語使用者として生活できるようにするため、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」(平成22年5月)の改定に向けた検討に着手した。令和2年度はカリキュラム案の基となる生活上の行為の事例を見直すための実態調査を実施するとともに、B1レベルの「生活 Can do」の策定を行った。

2. 今後の課題

国語分野

- ・国語分科会で今後取り組むべき国語施策に関する課題についての検討を行う予定。

日本語教育分野

- ・「日本語教育の参照枠」については、日本語教育小委員会において、漢字に対する考え方について検討を行い、令和3年度中を目途に最終報告の取りまとめを目指す。
- ・「日本語教育の参照枠」の活用のための手引きや学習者のための支援ツールのほか、「日本語教育の参照枠」の指標に基づき日常生活における日本語による行動目標を具体的に示した「生活 Can do」の開発に向けた検討を行い、令和3年度中の策定を目指す。